



知基第175号
令和3年7月30日

在沖米国総領事館
総領事代理 リチャード・ロバーツ 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍事用コンテナ 落下事故について（抗議）

令和3年7月13日午後0時30分頃、出砂島射爆撃場からトライ通信施設に物資を輸送中の在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH-53Eヘリコプターから渡名喜島沖の水域に、縦約2メートル、横約2.4メートル、高さ約2.4メートルの軍事用コンテナが落下する事故が発生しました。その上、米軍は事故の発生を速やかに沖縄防衛局へ通報しておらず、結果として沖縄防衛局から県に連絡が入るまで時間を要しております。

今回の事故で県民への直接的な被害は報告されておりませんが、航空機からの物資の落下は一歩間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、定期船や漁業従事者の安全を脅かすものであります。また、先月2日には同航空団所属のUH-1Yヘリコプターが津堅島に不時着する事故を起こしたばかりであり、米軍の安全管理体制に強い疑念を抱かざるを得ません。

さらに、同航空団所属機については、昨年2月にトライ通信施設の西側の海上に本件と同型機であるCH-53Eヘリコプターから鉄製の標的を投下する事案や、平成29年2月に普天間第二小学校に同型機から窓枠が落下する事故、平成27年1月にAH-1Wヘリコプターから渡名喜島周辺海域に部品が落下する事故等が発生しており、米軍の運用に対する県民の不安と怒りが高まっております。

については、今回の事故に抗議するとともに、下記の事項について強く要請します。

記

1 次の事項について、米軍に働きかけること。

- (1) 事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと。また、事故原因の究明がなされるまで全ての吊り下げによる訓練及び輸送を中止すること。

- (2) 提供施設・区域外における吊り下げによる訓練及び輸送を中止すること。
 - (3) 事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、実効性のある再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること。
 - (4) 落下させた軍事用コンテナ等を速やかに回収すること。
 - (5) 訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知すること。
- 2 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ること。
- 3 日米地位協定第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記する等、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。